

社援基発0604第1号  
令和3年6月4日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における  
「外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業」等の実施について

「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）の別記2の2（15）「外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業」及び（35）「外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」の実施に当たって、「その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする」とされている。上記事業については、別紙により実施するので、御了知の上、都道府県庁内関係部局（外国人介護人材担当）、管内市町村（特別区を含む。）、関係団体、関係機関等に周知を願いたい。

別紙1 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業実施要綱

別紙2 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業実施要綱

## 別紙 1

### 外国人留学生及び特定技能 1 号外国人の受入環境整備事業実施要綱

#### 1 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

##### (1) 事業の目的

介護施設等が介護福祉士養成施設の留学生に対して給付等する奨学金等の一部を助成することにより、介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することを目的とする。

##### (2) 実施主体

都道府県（都道府県が適当と認める団体に委託することは可能）とする。また、市区町村への補助により実施することも可能とする。

##### (3) 補助対象

介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士試験を受験する意思のある留学生<sup>※1</sup>に対し、学費や生活費などを給付等する介護施設等<sup>※2</sup>とする。

※1…介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学生及び介護福祉士養成施設在学学生。なお、介護福祉士養成施設の正規の修学期間を修了するものであること。

※2…所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等

##### (4) 対象経費及び補助上限額

対象経費及び補助上限額は下表のとおりとする。

	補助上限額			補助対象期間
	対象経費	基準額	補助率	
日本語学校	・学費	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	1 年以内 <sup>※4</sup>
	・居住費などの生活費 <sup>※3</sup>	年額 360,000 円以内		
介護福祉士 養成施設	・学費	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	正規の修学 期間 <sup>※4</sup> (2 ~ 4 年)
	・入学準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	・就職準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	・介護福祉士試験受験対策費用	一年度 40,000 円以内		
	・居住費などの生活費 <sup>※3</sup>	年額 360,000 円以内		

※3…民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。

(学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。)

※4…本人の病気や、新型コロナウイルス感染症の影響等の真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間中については助成対象期間に含めて差し支えない。

#### (5) 補助金の返還

介護施設等が留学生に対して学費や生活費などを給付等したものの、当該学費や生活費などが介護施設等に返還された場合は、当該介護施設等に支給された補助金を返還させるものとする。

#### (6) 他制度との併給

留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等の類似する他の国庫補助事業を受けている場合は本事業の対象としない。

ただし、日本語学校修学分について本事業を活用し、介護福祉士養成施設修学分に他制度を活用するなど、本事業と他制度が重複しない場合は差し支えない。(例えば、介護福祉士修学資金で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費を利用することも可能)

#### (7) 留意事項

本事業の実施にあたっては、別添「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」(平成30年3月法務省入国管理局)を十分に参照すること。

## 2 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

### (1) 事業の目的

介護福祉士養成施設への留学を希望する者（以下「留学希望者」という。）と介護福祉士養成施設、または介護分野の特定技能により日本の介護現場での就労を希望する者（以下「特定技能就労希望者」という。）と介護施設等とのマッチングを適切に行う。具体的には、マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供することにより、留学希望者や特定技能就労希望者の円滑な受入支援体制を構築することを目的とする。

### (2) 実施主体

都道府県（都道府県が適当と認める団体に委託することは可能）とする。また、市区町村への補助により実施することも可能とする。

### (3) 対象経費

実施主体（マッチング支援を行う団体）が実施する次の経費について補助する。

ア 管内の介護施設等に情報提供するため、留学希望者や特定技能就労希望者等に関する情報収集のための送り出し国への渡航費、現地滞在費、通訳費

イ マッチング支援を必要とする管内の介護施設等<sup>\*1</sup>及び介護福祉士養成施設に関する情報収集に必要な経費

※1…所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等

ウ 留学希望者や特定技能就労希望者等に、介護施設等や介護福祉士養成施設の情報を提供するために必要な経費（合同説明会の開催経費や日本の介護に関するPR動画の作成経費等）

エ マッチング支援を推進することを目的として設置する協議体の運営に必要な経費

オ その他マッチング支援に必要な経費

※ なお、国内の日本語学校に通う留学生を対象とした、管内の介護福祉士養成施設がPRを行う場合に必要な経費については、地域医療介護総合確保基金のメニュー「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業」を活用することができる。

### (4) 留意事項

ア 本事業を団体に委託して実施する場合は、

- ・ 留学希望者や特定技能就労希望者等に関する情報収集、
- ・ 介護福祉士養成施設や介護施設等への送り出し国で収集した情報の提供、
- ・ 現地での合同説明会の開催

等マッチング支援を十分に行うことができる能力があり、公費を投入する観点から特定の団体・介護施設等に有利にならないよう公平性・中立性を確保できる団体を選定すること。

イ 送り出し国における留学希望者や特定技能就労希望者等に対して、養成施設への入学条件や就労先での労働条件などについて、不明瞭であいまいな情報提供をせず、正確な情報を提供すること。

ウ (3) のエの協議体の設置・運営にあたっては、介護関係団体、関係行政機関、外国人材の受入れに知見を有する団体等を構成員とし、関係者・関係団体の知見を広く取り入れること。また、本事業を委託して実施する場合は、都道府県は協議体の設置・運営に積極的に関与すること。

なお、地域医療介護総合確保基金のメニューである「介護人材確保対策連携強化事業」等を活用して協議体を設置している場合は、当該協議体に本事業のマッチング支援を推進するための「外国人介護人材部会」を設けるなどにより、機能をもたせることも考えられる。

留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項

平成30年3月  
法務省入国管理局

本邦に在留する期間中の生活に要する費用（学費・生活費）を貸与型奨学金（都道府県等が実施主体となる修学資金等貸付制度を除く。）により支弁しようとする留学生（留学希望者を含む。以下同じ。）及び当該留学生の受入れを検討されている教育機関におかれましては、当該奨学金の貸与条件等に関し、適正な出入国管理を行う観点から、以下の点に御留意いただくようお願いいたします。

1 貸与条件

留学生としての本来活動の継続が困難とならないよう、貸与を受ける留学生が以下に該当する場合を除き、原則として、在学中にその貸与を終了する条件が付されていないこと。

例えば、奨学金の貸付の際に指定された稼働先（アルバイト先）を辞職した場合に貸与を途中で終了することを条件とすることは認められません。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。

2 返済条件

- (1) 在学中の返済が求められていないこと。

留学生は我が国において勉強に従事するために入国・在留が認められているものですので、在学中の返済は、留学生としての本来活動に支障が出るおそれがあることから、原則として認められません。

なお、入国後、例えば長期休業期間等で資格外活動による収入が多い月に、留学生本人の希望により、生活に支障のない範囲内で繰上返済を行うことは差し支えありませんが、貸与した法人により繰上返済が強要されることは認められません。

- (2) 貸与額の残額を一括で返済する等の条件が設けられていないこと。

奨学金の貸与を受ける場合、留学生が貸与額を一括で返済できる資産を有しているとは通常考え難いことから、次のような場合に一括で返済する

又は違約金を徴収する等の条件が付されているものは認められません。

ア 貸与を途中で終了した場合

イ 就労に係る在留資格への変更が認められなかった場合

ウ 卒業後に奨学金を貸与した機関等の特定の機関で就労しない場合

エ 返済期間中に特定の機関を辞職する場合

また、奨学金の貸与を受ける留学生在が奨学金の返済期間の途中で本国へ帰国する場合に、本邦に引き続き在留する場合よりも高額な返済が求められることは適当ではありません。

なお、特定の機関において一定期間就労した場合に、就労期間に応じてその返済の一部又は全部を免除することは差し支えありません。

- (3) 返済額が、就職後に得られるであろう収入からみて生活に支障のない範囲内であること。

例えば、月当たりの返済額が手取りの約1割以内であれば、一般的には生活に支障のない範囲内と考えられます。

なお、収入が多い月などに留学生本人の希望により繰上返済を行うことは差し支えありませんが、貸与した法人により繰上返済が強要されることは認められません。

### 3 その他

- (1) 奨学金の貸与を受ける留学生在が奨学金の貸与条件及び返済条件を理解していること。
- (2) 奨学金貸与期間中の資格外活動許可に基づく稼動（アルバイト）先及び教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には、奨学金の貸与を受ける留学生在がその労働条件を理解していること。（下記の参考(1)参照）
- (3) 本邦に在留する期間中の生活に要する費用（学費・生活費）のすべてを奨学金（注）により支払う場合を除き、奨学金以外の方法により支払うこととなる費用について、現に有する預貯金等により支弁可能であると確認できること。

（注）貸与型・給付型を問わない。

### 4 在留資格認定証明書交付申請における経費支弁に係る提出資料

貸与型奨学金により学費等を支弁しようとする場合には、在留資格認定証明書交付申請において上記3（3）の資産を立証する資料に加えて、以下の提出が求められます。

また、在留期間更新許可申請においても提出が求められる場合があります。

- (1) 奨学金の貸与条件及び返済条件を規定している資料（奨学金貸与規程等）
- (2) 奨学金の貸与に係る契約書の写し（貸与を受ける留学生在が自筆で署名したもの）
- (3) 奨学金の支給回数等具体的な貸与方法を説明する資料（貸与する法人から授業料として直接教育機関へ年2回支給，貸与する法人から留学生の銀行口座へ毎月支給等）
- (4) 奨学金貸与期間中の資格外活動先があらかじめ決められている場合には，留学生在が稼働することとなった場合の勤務時間や給与等の雇用条件が分かる資料及び留学生在が当該条件について理解している旨を申告する資料（留学生在が自筆で署名したもの）
- (5) 奨学金を貸与する法人の登記事項証明書（全部事項証明書）及び直近の決算書（損益計算書，貸借対照表）
- (6) 教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には，当該雇用条件が留学生在と同等の経歴を持つ者が稼働する場合の雇用条件と同等であることを説明する資料（例えば，就業規則の写し等）及び留学生在が当該条件について理解している旨を申告する資料（留学生在が自筆で署名したもの）

(注) 貸与型奨学金以外に係る資料については，各地方入国管理局の案内に沿って御提出ください。また，審査の過程において，上記以外の資料を求める場合もありますので，あらかじめ御承知おきください。

#### (参考) 労働関係法令との関係

- (1) 在学期間中の資格外活動許可に基づく稼働（アルバイト）先や教育機関卒業後の就職先をあらかじめ決められていることを条件に，奨学金の貸与を受けることについては，直ちに労働契約法及び労働基準法に抵触するとは言えませんので，奨学金の貸与・返済条件が上記1及び2に合致するものであり，奨学金の貸与を受ける留学生在が，上記3（2）のとおり，労働条件について理解し，了承しているのであれば，在留資格「留学」に係る入国・在留審査においては差し支えないこととして取り扱います。
- (2) 労働することを条件として貸与される奨学金の返済方法として，使用者が留学生の給与から一方的な天引きを行う場合には，労働基準法第17条に抵触することに御留意ください。

なお，留学生在が自らの意思により天引きを希望する場合には同条には抵触しませんが，そのような形式がとられている場合であっても，実質的にみて使用者の強制によるものと認められる場合には，同条に抵触することとなります。

(注) 詳細については，管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。